

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の締結等について

平成 24 年 10 月 21 日
広 域 防 災 局

近畿 2 府 7 県の防災体制については、これまで「近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「近畿府県防災・危機管理協議会」により、府県間の連携を図ってきたところである。関西広域連合が設立され、関西防災・減災プランによる大規模広域災害発生時の応援・受援体制が整備されたことにより、本協定及び協議会を廃止し、2 府 7 県と関西広域連合との間で、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結して、新たな防災連携体制を確立する。

1 協定の締結

近畿 2 府 7 県と関西広域連合との間で、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結する。

○ 協定の概要

- ① 対象となる災害は、災害対策基本法に定める災害、国民保護事案、その他緊急事態
- ② 広域連合は、府県と協議の上、カウンターパート府県の設定等の応援・受援調整を実施
- ③ 広域連合及び府県は、被災府県に緊急派遣を行い、応援要請を待たず応援
- ④ 平常時は、合同防災訓練や連絡会議を開催

2 協議会の廃止

知事を構成員とする「近畿府県防災・危機管理協議会」は廃止し、新たに締結する協定に基づき、防災監・危機管理監等を構成員とする連絡会議を設置する。

(参考) 近畿府県防災・危機管理協議会

設立年月	昭和 40 年 4 月
設立目的	構成府県の緊密な連絡のもとに、相互協力して災害及び危機事象に備え、総合的かつ計画的な防災及び危機管理のための行政施策の推進並びに体制の整備を図る。
所掌事務	・災害等発生時の連絡調整、相互援助及び広域連携の方策等に関する協議 ・防災・危機管理に関する情報の交換 ・防災・危機管理体制の改善に関する協議
構成府県	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県
委員	各構成府県の知事（会長 1 名、副会長 1 名（任期 2 年））
幹事	各構成府県の危機管理監クラス
部会	防災部会、危機管理部会、国民保護部会（全 3 部会）
事務局	会長県の防災担当部局（2 年交代） ※ H23 年度から広域連合広域防災局を務める兵庫県が担当